

# JIS

## 透析用血液回路

JIS T 3248 : 2022

(MTJAPAN/JSA)

令和 4 年 3 月 1 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 医療機器技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	村 垣 善 浩	東京女子医科大学
(委員)	浅 井 英 規	一般社団法人日本医療機器産業連合会
	荒 船 龍 彦	東京電機大学
	植 松 美 幸	国立医薬品食品衛生研究所
	岡 田 浩 一	日本歯科材料工業協同組合
	奥 野 欣 伸	一般社団法人日本医療機器テクノロジー協会
	加 藤 明 美	公益財団法人医療機器センター
	早乙女 滋	一般社団法人日本画像医療システム工業会
	塩 沢 真 穂	東京医科歯科大学
	俵 木 登美子	一般社団法人くすりの適正使用協議会
	内 藤 み わ	IEC TC87 (超音波) 国内委員会委員
	中 田 洋 子	日本歯科器械工業協同組合
	尾 頭 希代子	昭和大学
	村 井 義 浩	一般社団法人電子情報技術産業協会

---

主 務 大 臣：厚生労働大臣 制定：平成 17.3.25 改正：令和 4.3.1

官 報 掲 載 日：令和 4.3.1

原 案 作 成 者：一般社団法人日本医療機器テクノロジー協会

(〒102-0083 東京都千代田区麹町 3-10-3 神浦麹町ビル TEL 03-5212-3721)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：医療機器技術専門委員会 (委員長 村垣 善浩)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者、厚生労働省医薬・生活衛生局 医療機器審査管理課 [〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 TEL 03-5253-1111 (代表)] 又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 要求事項	3
4.1 一般	3
4.2 生物学的安全性	3
4.3 無菌性	4
4.4 非発熱性	4
4.5 物理的特性	4
4.6 使用期限	6
4.7 チューブ適合性	6
4.8 補液ライン及び透析用補液洗浄セットに関する要求事項	6
4.9 血液回路補助用延長チューブに関する要求事項	6
4.10 血液回路用モニタリングセットに関する要求事項	7
5 試験方法	7
5.1 一般	7
5.2 生物学的安全性	7
5.3 無菌性	7
5.4 非発熱性	7
5.5 物理的特性	7
5.6 使用期限	9
5.7 チューブ適合性	9
6 包装	10
6.1 一次包装	10
6.2 二次包装	10
7 表示	10
7.1 本体	10
7.2 一次包装	10
7.3 二次包装	10
7.4 添付する文書	11
7.5 記号の使用	12
附属書 JA (参考) JIS と対応国際規格との対比表	13
解 説	15

## まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本医療機器テクノロジー協会（MTJAPAN）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、厚生労働大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS T 3248:2012** は改正され、この規格に置き換えられた。

なお、この規格の改正公示日から 3 年間は **JIS T 3248:2012** を適用してもよい。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。厚生労働大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

# 透析用血液回路

## Extracorporeal blood circuit

### 序文

この規格は、2018年に第1版として発行されたISO 8637-2を基とし、我が国の実情に合わせるため、技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JA** に示す。

### 1 適用範囲

この規格は、血液透析器、血液透析ろ過器又は血液ろ過器に接続して、血液を体外循環させるために使用する透析用血液回路（以下、回路という。）について規定する。

なお、回路の構成品である次の製品については、この規格を適用する。

- トランスデューサ保護フィルタ
- 透析用補液洗浄セット
- 血液回路補助用延長チューブ
- 血液回路用モニタリングセット

ただし、次の機器は除く。

- 血液透析器、血液透析ろ過器又は血液ろ過器
- 血しょう（漿）分離器
- 血液吸着器
- 血管アクセス機器
- 血液ポンプ
- 体外循環用血液回路の圧力モニタ装置
- 気泡検知器
- 透析液を調製維持管理する血液透析装置
- 血液ろ過又は血液濃縮を行うために使用する装置

**注記 1** 血液透析器、血液透析ろ（濾）過器及び血液ろ（濾）過器の要求事項については、JIS T 3250 に規定されている。

**注記 2** この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

**ISO 8637-2:2018**, Extracorporeal systems for blood purification – Part 2: Extracorporeal blood circuit for haemodialysers, haemodiafilters and haemofilters (MOD)